

第二十部

第二回参議院図書館運営委員会會議録第三号

(三五)

昭和二十三年二月四日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○國立國會圖書館法案(衆議院提出)

○國立國會圖書館建築委員會法案(衆議院提出)

午後二時四十一分開會

○委員長(羽仁五郎君) それでは、これより委員會を開きます。只今衆議院から送付せられました國立國會圖書館法案及び國立國會圖書館建築委員會法案、これを一括上程して議題に供します。この二つの法案につきましては、すでに久しく慎重審議をして頂いておりますので、只今審議及び討論を省略いたしましたして、直ちに採決に移つたら如何かと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(羽仁五郎君) それでは直ちに採決に入ります。御賛成の諸君は起立をお願いします。

○委員長(羽仁五郎君) 議員起立、満場一致で國立國會圖書館法案及び國立國會圖書館建築委員會法案は本委員會において可決せられました。

尙本會議における委員會の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によりまして、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これはすでに御覽を頂いておりますので、御承認願ふことに御異議ございませんか。

○委員長(羽仁五郎君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とする方は順次御署名を願います。

○委員長(羽仁五郎君) 御署名は、これより開始いたします。御署名は、これにて散会いたします。

午後二時四十三分開會  
出席者は左の通り。

- |     |        |
|-----|--------|
| 委員長 | 羽仁 五郎君 |
| 理事  | 徳川 宗敬君 |
| 委員  | 金子 洋文君 |
|     | 堀 眞琴君  |
|     | 小串 清一君 |
|     | 山田 佐一君 |
|     | 小林 勝馬君 |
|     | 岩本 月洲君 |

二月四日本委員會に左の事件を付託された。

- 一、國立國會圖書館法案(衆一號)
- 一、國立國會圖書館建築委員會法案(衆二號)

國立國會圖書館法  
國立國會圖書館は、眞理がわれらに自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄與することを使命として、ここに設立される。

第一章 設立及び目的  
第一條 この法律により國立國會圖書館を設立し、この法律を國立國會圖書館法と称する。

第二條 國立國會圖書館は、圖書及びその他の圖書館資料を蒐集し、國會議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本國民に対し、この法律に規定する圖書館奉仕を提供することを目的とする。

第三條 國立國會圖書館は、中央の圖書館並びにこの法律に規定されている支部圖書館及び今後設立される支部圖書館で構成する。

第二章 館長  
第四條 國立國會圖書館の館長は、一人とする。館長は、兩議院の議長が、兩議院の圖書館運営委員會と協議の後、國會の承認を得て、これを任命する。

館長は、職務の執行に過失がない限り在職する。館長は、政治活動を慎み、政治的理由により罷免されることはない。館長は、兩議院の議長の共同提議によつては罷免されることがある。館長の待遇は、國務大臣と同等とする。

第五條 館長は、圖書館事務を統理し、所屬職員及び雇傭人の職務執行を監督する。

館長は、事前に、時宜によつては事後に、兩議院の圖書館運営委員會の承認を経て圖書館管理上必要な諸規定を定める。

前項の規定は公示によつて施行される。

第六條 館長は、毎會計年度の始めに兩議院の議長に対し、前會計年度の圖書館の経営及び財政状態につき報告する。

第七條 館長は、一年を越えない定期間毎に、前期間中に、日本國內で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行うものとする。

第八條 館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第三章 副館長並びにその他の職員及び雇傭人  
第九條 國立國會圖書館の副館長は、一人とする。副館長は、館長が兩議院の議長の承認を得て、これを任命する。副館長は、圖書館事務につき館長を補佐する。館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、副館長が館長の職務を行う。副館長の待遇は、各省次官と同等とする。

第十條 國立國會圖書館のその他の職員及び雇傭人は、職務を行うに適當な者につき、國會職員法の規定により館長が、これを任命する。その職員及び雇傭人の職責は館長が、これを定める。

圖書館の職員は、國會議員と兼ねることができない。又、行政若しくは司法の各部門の地位と兼ねることができない。但し、行政又は司法の各部門の支部圖書館の職員となることは妨げない。

第四條 圖書館運営委員會及び國立國會圖書館連絡調整委員會

第十一條 兩議院の圖書館運営委員會は、少くとも六箇月に一回以上これを開會し、圖書館の経過に関する館長の報告、圖書館の管理上館長の定める諸規程、圖書館の予算及びその他の事務につき審査する。

各議院の圖書館運営委員長は前項の審査の結果をその院に報告する。

第十二條 國立國會圖書館に連絡調整委員會を設ける。この委員會は、四人の委員でこれを組織し、各議院の圖書館運営委員長、最高裁判所長官の任命する最高裁判所裁判官一人及び内閣総理大臣が任命する國務大臣一人をこれに充てる。委員長は委員の互選とする。委員長及び委員は、その職務につき報酬を受けない。

館長は、委員會に出席できるが、表決に加わることができない。

第十三條 連絡調整委員會は、兩議院の圖書館運営委員會に対し、國會並びに行政及び司法の各部門に対する國立國會圖書館の率任の改善につき勧告する。

第十五條 圖書館の部局  
第十四條 館長は、管理事務を効率化するに必要とする部局及びその他の單位を圖書館に設ける。

第六章 調査及び立法考査局

第十五條 館長は、國立國會圖書館内に調査及び立法考査局と名附ける一局を置く。この局の職務は、左の通りである。

- 一 要求に應じ、兩議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から國會に送付せられた案件を、分析又は評價して、兩議院の委員会に進言し、補佐するとともに、妥当な決定のための根拠を提供して援助すること。
- 二 要求に應じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の蒐集、分類、分析、翻訳、索引、摘録、編集、報告及びその他の準備をし、その資料の選択又は提出には、党派的、官僚的偏見に促されることなく、兩議院、委員会及び議員に役立ち得る資料を提供すること。

三 立法の準備に際し、兩議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を提供すること。但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限つて提供され、調査及び立法考査局職員はいかなる場合にも立法の発議又は督促をしてはならない。

四 兩議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範囲において、行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

第十六條 この局に必要な局長、次長及びその他の職員は、政党に加入していても加入していなくても、その職務を行うに適當な者に

つき、國會職員法の規定により館長がこれを任命する。

館長は、更にこの局の職員に、兩議院の常任委員会の必要とする廣汎な関連分野に専門調査員を任命することができる。この専門調査員の待遇は、行政及び司法の各部門の一般官吏と同等とする。

第七章 行政及び司法の各部門への奉仕

第十七條 館長は、行政及び司法の各部門に、図書館奉仕の連繫をしなければならぬ。この目的のためには館長は左の権能を有する。

- 一 行政及び司法の各部門の図書館長を、これらの部門を各々代表する連絡調整委員会の委員の推薦によつて任命する。但し、國家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、当該部門の長官の同意を得なければならぬ。
- 二 行政及び司法の各部門の図書館で使用するため、目録法、図書館相互間の貸出及び資料の交換、綜合目録及び綜合一覽表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによつて國の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

三 行政及び司法の各部門の図書館長に、年報又は特報の提出を要求することができる。

第十八條 行政及び司法の各部門に在る図書館の予算は当該各部門の予算の中に「図書館」の費目の下に、明白に区分して計上する。こ

の費目の経費は、行政及び司法の各部門を各々代表する連絡調整委員会の委員及び館長の承認を得なければ、他の費目に流用し又は減額することができない。

第十九條 行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門に充分な図書館奉仕を提供しなければならぬ。当該各図書館長は、その職員を、國會職員法又は國家公務員法若しくは裁判所法の規定により任免することができる。当該各図書館長は、國立國會図書館長の定める規程に従い、圖書及びその他の図書館資料を購入し、その他の方法による受入方を当該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることが出来る。

第二十條 館長が最初に任命された後六箇月以内に、行政及び司法の各部門に現存するすべての図書館は、本章の規定による國立國會図書館の支部図書館となる。なお、現に図書館を有しない各處においては、一箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

第八章 その他の図書館及び一般公衆に対する奉仕

第二十一條 國立國會図書館の奉仕及び蒐集資料は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、兩議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本國民にこれを最大限に利用させる。この目的のために、館長は左の権能を有する。

一 館長の定める諸規程に従い、図書館の蒐集資料を國立國會圖書館

館内若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは陳列によつて、一般公衆の使用並びに研究の用に供する。且つ、時宜に應じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府縣の議會その他の地方議會、公務員又は図書館人を援助する。

三 國立國會図書館で印刷した目錄票又はその他の出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める價格でこれを賣り渡す。

四 日本以外の図書館資料資源に関する綜合目録、並びに全國の図書館資料資源の連繫ある使用を実現するために必要な他の目錄及び一覽表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

第二十二條 上野公園の國立図書館は、昭和二十四年四月一日まで、國立國會図書館の支部図書館となり、特に東京都民の用に供するよう有効に運用される。この図書館はできる限り速かに、東京都に移管し、移管前に制定される法律及び諸規程に従つて運用される。

第九章 蒐集資料

第二十三條 館長は、國立國會図書館の蒐集資料として圖書及びその他の図書館資料を購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて受入することができる。

行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が國立國會図書館においての使用には充て得ると認める圖書及びその他の図書館資料を國會図書館に移管することができる。

館長は、國立國會図書館では必ずしも必要としない圖書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換用を利用し、若しくは処分することができる。

第二十四章 國の諸機關により又は國の諸機關のため、圖書、小冊子、定期刊行物、地圖、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上発行する場合には、(機密抜のもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との國際的交換の用に又はその他の國際的交換の用に供するために、直ちに國立國會図書館に五十部を納入させるものとする。五百部未満のものを発行する場合には、館長の定める規程によつて五十部未満の部数を國立國會図書館に納入させるものとする。

第二十五章 前條の規定による以外の出版物については、その発行者から一部を國立國會図書館に納本させて、その代償として定期に作成する全日本出版物の目錄で、当該出版物を登録した分を館長は、運滞なく納本者に送付する。

第二十六章 納本

第二十七章 納本

第二十八章 納本

入してても加入していかなくて  
も、その職務を行うに適當な者に

予算の中に「図書館」の費目の下  
に、明白に区分して計上する。こ

館長の定める諸規程に従い、  
図書館の蒐集資料を國立國會図

又は行旅及び言法の各部門からの  
移管によつて受入することができ

滞りなく納本者に送付する。

### 第十二章 金銭の受入及び支出並びに予算

第二十六條 館長は、國立國會図書館に關し、その奉仕又は蒐集資料に關連し、直ちに支拂に供し得る金銭の寄贈を受けることができ。この場合には兩議院の図書館運営委員會の承認を得なければならぬ。

第二十七條 國立國會図書館に充當されているあらゆる経費は、館長の監督の下に、その任命した支出官によつて支出される。

第二十八條 國立國會図書館の予算は、館長がこれを調成し、兩議院の図書館運営委員會に提出する。委員會はこの予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、兩議院の議長に送付する。

#### 附則

第二十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年法律第八十四号國會図書館法は、これを廢止する。

第三十條 この法律施行の日に、兩議院の図書館は各々分離した圖書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、國立國會図書館に移管される。

第三十一條 國立國會図書館の各種の地位への任命に完全な有資格者が得られない場合には、館長は、二年を越えない期間内で、臨時にその職員を任命することができ。その期間終了の際、その地位に備れた有資格者が得られるならば、その臨時の任命は更新せられないものとする。

### 國立國會図書館建築委員會法

第一條 この法律により、國立國會図書館建築委員會を設け、委員長及び四人の委員でこれを組織する。委員長には國立國會図書館の館長を充て、委員には各議院の図書館運営委員長、建設院総裁及び兩議院の議長が任命する建築専門家一人を充てる。委員長及び委員（建築専門家を除く）は、これがため特別の報酬を受けない。但し、その必要な支出については、委員會に充當されている経費からこれを支弁する。

第二條 委員會の職務は、國立國會図書館建築につき最初の明細書を準備し、敷地を選定し、建築家を選びこれに建築設計の準備及び費用の見積をさせ、且つ、建物の建築につき予算上の勧告をも含めて、兩議院の議長を經由して國會に勧告することである。委員會は、少くとも半年以内毎に、兩議院の議長に経過を報告するものとする。

第三條 委員會は、國立國會図書館の建築が完了するまで存続する。建築が完了したときは、最後の報告をする。

第四條 事務職員費、用品費、旅費その他の費用等必要な経費については、國會の議決により、その必要と認められた金額を委員會の費用として充當されるものとする。

#### 附則

この法律は、國立國會図書館法施行の日から、これを施行する。

昭和二十三年六月九日印刷

昭和二十三年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局